

市からの 連絡帳

届け出 証明書コンビニ交付サービス停止

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日時で停止します。ご理解とご協力をお願いします。

※停止日時とは変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時 1月22日(火)
午後5時30分
～11時

対 市内外の全店舗

□ 停止するサービス

- 戸籍証明書
- 戸籍の附票

▶ 市民課 田 042-460-9820
保 042-438-4020



マイナちゃん

年金

高齢年金を受けていた方に 源泉徴収票が日本年金機構から送付されます

高齢(退職)を支給事由とする公的年金は、「雑所得」として所得税の課税対象になります。高齢年金受給額や受給者の年齢によって、所得税の源泉徴収税額が変わります(一般的に、108万円以上、65歳以上の方は158万円以上)。源泉徴収票は確定申告や、源泉徴収された所得税の還付の際などに必要です。未着・紛失時は☎へご連絡ください。

※例年、1月下旬に送付(障害年金・遺族年金は非課税のため送付されません)

問 武蔵野年金事務所

☎ 0422-56-1411
▶ 保険年金課 田 042-460-9825

教育 入学資金融資あっせん

学校教育法に規定する大学・高等学校・専修学校などに入学を許可されたお子さんがいる家庭で、入学時に納付する資金の調達が難しい保護者の方に、市が契約している金融機関に融資のあっせんを行います。詳細はお問い合わせください。

▶ 教育企画課 保 042-438-4071

暮らし 消費者団体登録・更新

消費生活に関する消費者の自主的な学習活動を市内で行っている団体が「消費者団体」登録をすると、消費者センター分館のグループ活動室を利用日の2カ月前の1日から予約することなどができます(登録団体以外は1カ月前から)。現在登録している場合も更新の手続きが必要です。

詳細は、市HP・下記窓口で配布している案内をご覧ください。

▶ 協働コミュニティ課 保 042-438-4046

自治会などが所有する街路灯に補助金を交付

1月25日(金)までに、道路管理課(保谷庁舎5階)にある申請書に、街路灯配置図・電気料金領収書(平成30年4～12月分)の写しを添えて、提出してください。既に補助金を受けている団体には申請書を送付します。

▶ 道路管理課 保 042-438-4055

防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。

対 市に防犯活動団体登録をしている団体

□ 補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分1以内で1団体20万円まで

※申請多数は、補助金を減額調整する場合あり

□ 申請期間 2月4日(月)～15日(金)
団体登録や補助金申請手続きの詳細は、お問い合わせください。

▶ 危機管理室 保 042-438-4010

市政 平成31年度予算要求の概要を作成しました

市では現在、平成31年度予算の編成作業を進めています。各課などからの予算要求を取りまとめた「平成31年度予算要求の概要」は、財政課(田無庁舎3階)・情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPで配布しています。

▶ 財政課 田 042-460-9802

地区計画等(案)の縦覧

新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画等の変更案を作成しました。

□ 縦覧期間 1月17日(木)～31日(木)

□ 縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階)

□ 意見書の提出 関係住民や利害関係人は、意見書を提出することができます(縦覧期間中(必着)に、表題を「地区計画等(案)についての意見書」とし、提出者の住所・氏名・地区との関係・意見を〒202-8555市役所都市計画課へ郵送・ファクス・メールまたは持参)。

▶ 都市計画課 保 042-438-4050

☎ 042-438-2022

✉ toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

市政モニター 平成30年度第1回 調査結果公表

市政モニター登録者を対象に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」をテーマとして調査を実施しました。

□ 閲覧場所 市HP・情報公開コーナー(両庁舎1階)

▶ 秘書広報課 田 042-460-9804



募集 スポーツ推進委員

対 月1回の定例会議(第3(木)夜間)、各種事業の計画・実施(年間20日程度)

対 対 在住・在勤・在学で次に該当する方・若干名

- スポーツ・レクリエーションの実技・助言などができる
- スポーツ事業の企画・運営に積極的・献身的に協力できる
- 自己の資質向上や市のスポーツ推進のために、研修会などに参加できる

◆平成31年度の委員会実施事業

- 各種体力づくり教室(ニュースポーツ、ウォーキング^等)
- 体力テスト
- 市民団体への派遣活動
- ドッジボール大会・交流会^等

□ 任期 4月1日～平成33年3月31日

□ 報酬 本市の規定による

田 2月1日(金)午後5時までに、市販の履歴書(A4判)をスポーツ振興課(保谷庁舎3階)へ本人が持参(履歴書は返却不可)

□ 選考 ● 書類審査

● 面接(2月16日(土)午前)

※選考結果は後日通知

▶ スポーツ振興課 保 042-438-4081

etc その他 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

✳️ ワークマン西東京 住吉店 様(防寒ジャンパー)

✳️ 碧山小学校昭和45年度6年1組卒業生有志 様(かんたんテント)

▶ 管財課 田 042-460-9812

✳️ ひばりが丘南北会 様(42万9,801円)

✳️ 匿名1名(3万円)

✳️ 豊永茂則 様・松井玲子 様・匿名1名(1万円)

✳️ 東京みらい農業協同組合様(金員)

▶ 秘書広報課 田 042-460-9803

災害に強いまちづくり ▶ 住宅課 保 042-438-4052

耐震診断・改修^等

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣

内 耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ● 耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法

対 分譲マンションの管理組合^等

□ 派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}

◆耐震診断費用の助成

□ 対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□ 助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆補強設計費用の助成

□ 対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□ 助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□ 対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準

に適合して耐震改修^等(建替・除却を含む)を行うもの

□ 助成額 費用の23%(1,500万円)^{まで}

木造住宅

◆耐震診断費用の助成

□ 対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□ 助成額 費用の2分の1(6万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□ 対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□ 助成額 費用の3分の1(30万円)^{まで}

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター設置費用の助成

対 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯

□ 対象住宅 左記「耐震診断」に同じ

□ 助成額 費用の10分の9(30万円)^{まで}

戸別訪問および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる普及啓発および助成金の拡充を実施します。

緊急耐震重点区域(老朽木造建築物棟数率が高い地域)

①南町2丁目	⑥保谷町3丁目	⑩泉町5丁目	⑮住吉町4丁目
②谷戸町1丁目	⑦南町1丁目	⑪保谷町2丁目	⑯泉町6丁目
③中町2丁目	⑧泉町1丁目	⑫保谷町6丁目	⑰東町4丁目
④北原町1丁目	⑨ひばりが丘北2丁目	⑬芝久保町4丁目	⑱ひばりが丘1丁目
⑤南町4丁目		⑭柳沢5丁目	⑲東伏見5丁目

戸別訪問

市の職員が訪問し、リーフレットなどを用いて耐震化の必要性・助成制度を説明します。

□ 期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

□ 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅・分譲マンション

助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額に戸当たり30万円を加算します。

□ 期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

※分譲マンションは、平成33年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

□ 共通事項

- 助成金額は1,000円未満を切り捨て
- 助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などを行った場合は、助成できませんのでご注意ください。※助成金については、各年度の予算の範囲となります。